

令和8年8月農業委員会総会議事録

令和8年8月24日午後3時00分、令和8年8月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 20 名

1 番	平井 秀樹	委員	4 番	前田 優考	委員	5 番	福士 章逸	委員
6 番	金田 公隆	委員	7 番	工藤 堅	委員	8 番	對馬 雅之	委員
10 番	小林 政貴	委員	11 番	木村 芳文	委員	13 番	戸澤 幸彦	委員
14 番	石岡 人志	委員	15 番	田村眞裕美	委員	16 番	岩谷 裕子	委員
17 番	成田 毅	委員	18 番	小田切 葵	委員	20 番	高橋 貴志	委員
21 番	小田桐武志	委員	22 番	種澤 達也	委員	23 番	嶋口 千速	委員
25 番	小嶋 勇成	委員	26 番	川村 陽彦	委員			

欠席委員 4 名

3 番	佐藤 修司	委員	9 番	藤田 善明	委員	12 番	町田 高司	委員
19 番	兜森 弘義	委員						

出席事務局 9 名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	荒谷純一郎	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	中谷 陽
事務局相馬分室総括主査	佐藤 宏郁		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 39 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 40 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 41 号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 42 号	農業用施設の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について
議案第 43 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第 44 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第 29 号	農地法第 3 条の許可取消について
報告第 30 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告第 31 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 32 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 33 号	非農地の判断について

事務局次長	会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和 8 年 8 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
会 長	【挨拶及び諸般の報告（省略）】
事務局次長	本日は、竹内龍雄推進委員に来ていただいております。皆さまよろしく申し上げます。 それでは、総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よりようお願いいたします。
議 長	議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 欠席の通告があります。議席番号 3 番佐藤修司委員、9 番藤田善明委員、12 番町田高司委員、19 番髙森弘義委員の 4 名であります。ただいまの出席者数は 20 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。18 番小田切葵委員、20 番高橋貴志委員、21 番小田桐武志委員、以上 3 委員を指名いたします。 また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。 議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。 それでは、次第の 4、議事に入ります。 議案第 39 号を議題といたします。議案第 39 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	1 ページをお開き願います。議案第 39 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 6,105 m ² 、畑 18 件 38,797.34 m ² 、合計 20 件 44,902.34 m ² であります。また、使用収益権関係では、田 4 件 32,057 m ² 、畑 5 件 20,385 m ² 、合計 9 件 52,442 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 8 月 10 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、髙森弘義委員長、川村陽彦副委員長、戸澤幸彦委員、それに私、小田桐であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告いたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 75 番について申し上げます。譲受人は、建設業に長く従事してきましたが、昔から農業に愛着があり、3 年前より親戚の畑でにんにく栽培を学びました。自身が高齢となり、これからの時間は農業をしながら過ごしたいとの思いから、親戚の協力のもと農地を取得する見通しが出来たことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、親戚の指導を受けながらにんにくを栽培していくことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 87 番について申し上げます。譲受人は、現在、会社経営のかたわら、3 年前より知人と一緒に自家消費の野菜全般を栽培してきました。このたび知人の協力のもと、農地を取得する見通しができたことから本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き野菜を栽培していくことから、技術力等、特に問題

小田桐調査副委員長

はないと判断しました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 94 番について申し上げます。譲受人は、建設会社に勤務する傍ら、20 年前より妻と一緒に知人の農地で自家消費の野菜を栽培してきました。近々、定年を迎える時期になり、譲渡人より農地取得の話を頂いたため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き、自家消費野菜を栽培していくことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。10 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 89 番について申し上げます。借受人は、大学の授業で清水森ナンバの研究と栽培をしていました。昨年から本格的に地域に根付いた作物を将来に残したいと思うようになり、今回、農地を貸借する見通しがたったことから本申請に至ったと申し述べておりました。今後は生産会員の方々と大学時代の教授に指導を受けながら、清水森ナンバを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。使用収益権関係、受付番号 90 番について申し上げます。借受人は、4 年ほど前に知人の農地でりんごの栽培にかかわっておりました。しかし、自営業が忙しくなり、しばらくりんご栽培から遠ざかっておりましたが、このたび農業経営と自営業の両立の見通しがたったことから本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、知人の指導のもと、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。12 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 95 番について申し上げます。農地所有適格法人による、借受の申請となります。借受人は、これまで家族 3 人で 50 年以上りんごを栽培してきましたが、今後は法人として経営していく事としたため本申請に至ったと申し述べておりました。法人化した後も、これまで同様に家族でりんご栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議 長

それでは、議案第 39 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 39 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 39 号については、許可することに決定いたします。
次に、議案第 40 号を議題といたします。議案第 40 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

15 ページをお開き願います。議案第 40 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件 406 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

川村調査副委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があった

川村調査副委員長	ことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 4 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 5 番は、農地区分が第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない限り許可を可能とする農地区分ですが、不許可の例外となる「既存の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張」であることから、転用許可基準を満たすものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 40 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 40 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 40 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 41 号を議題といたします。議案第 41 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 41 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 374 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
川村調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 5 番は普通住宅 1 棟の建築で、農地区分が第 3 種農地となっており、原則許可相当の農地区分であります。許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上、申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 41 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

	(な し)
議 長	議案第 41 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 41 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第 42 号を議題といたします。議案第 42 号は「農業用施設の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	23 ページをお開き願います。議案第 42 号は、「農業用施設の農地転用許可不要特例に該当するかの判断について」であります。提案理由は、認定農業者より、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号に規定される農地転用許可を不要とする特例に該当するか否かの検討を求める申出書が提出されたことから、特例に該当するかを判断し、県知事に本会の判断の適否について意見を聴きたいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、使用収益権関係が、畑 2 件 462.91 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
川村調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請に係る転用計画が周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申出書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、認定農業者が、地域計画の区域内の農地へ、農業用倉庫を設置するものです。当該施設では、水を使用しないため汚水排水はなく、雨水は地下へ浸透するため、周囲への土砂の流出はありません。受付番号 2 番は、認定農業者が、地域計画の区域内の農地へ、出荷調整等研修施設を設置するものです。当該施設では、汚水・排水は汲み取り式で管理し、また、雨水は地下へ浸透するため、周囲への土砂の流出はありません。なお、いずれも、関係機関へ周辺農地への影響に対する意見を聴いたところ、意見なしとのことでした。これらのことから、農地転用許可不要特例に該当すると判断しました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(な し)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(石岡人志委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に受付番号 1 番について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	当該申出は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申出については、農地転用許可不要特例が適用されることに決定し、県知事に本会の判断の適否について意見を聴くものとします。石岡人志委員の着席をお願いします。

	(石岡人志委員着席)
議 長	それでは、受付番号 2 番について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	受付番号 2 番については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、受付番号 2 番は農地転用許可不要特例が適用されることに決定し、県知事に本会の判断の適否について意見を聴くものとします。 次に、議案第 43 号を議題といたします。議案第 43 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	27 ページをお開き願います。議案第 43 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 10,394 ㎡、畑 13 件 47,009 ㎡、合計 17 件 57,403 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 6 件 17,995 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	本議案は、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農用地利用集積等促進計画において、権利設定を行うものであります。35 ページ所有権関係、受付番号 134 番及び 135 番、及び 37 ページ使用収益権関係、受付番号 36 番から受付番号 40 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。そのほかの内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申し出あり> (戸澤幸彦委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 35 ページ、所有権関係、受付番号 135 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	当該申請は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、当該申請については、原案の通り要請することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。

	(戸澤幸彦委員着席)
議 長	それでは、議事参与の制限の規定に該当するため、先に審議・決定した申請以外について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	本案については、原案のとおり決定して、御異議等ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、本案については、原案の通り要請することに決定いたします。次に、議案第 44 号を議題といたします。 議案第 44 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	41 ページをお開き願います。議案第 44 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 1 件 206.99 m²、農用地区域内の用途変更が 1 件 491.1 m²、農用地区域内農地への編入が 3 件 8,152.84 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。43 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号 1 番は、認定電気通信事業者が設置する中継施設であることから、農地転用許可は不要であります。44 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番は、農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。45 ページをお開きください。弘前市編入の整理番号 1 番から 3 番は、農振混在地域ですが、今回、第三者へ売買することとなり、農地売買等事業を活用するため、農用地区域内への編入の申し出があったものであり、現況からも、農用地への編入は妥当と判断しました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
議 長	それでは、議案第 44 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 44 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 44 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第 29 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	47 ページをお開き願います。報告第 29 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告す

事務局次長	るものであります。今会議に報告されました件数とは面積は、畑 1 件 1,097 m²であります。なお、取消理由につきましては、49 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。 以上であります。
議 長	報告第 29 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 30 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	51 ページをお開き願います。報告第 30 号は、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 22,174.53 m²、畑 8 件 69,617 m²、合計 13 件 91,791.53 m² であります。なお、届出理由につきましては、53 ページから 54 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 30 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 31 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	55 ページをお開き願います。報告第 31 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が畑 2 件 494 m²であります。なお、届出理由につきましては、57 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 31 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 32 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	59 ページをお開き願います。報告第 32 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 32,018 m²、畑 1 件 6,156 m²、合計 4 件 38,174 m² であります。なお、解約理由につきましては、61 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 32 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 33 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 63 ページをお開き願います。報告第 33 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 2 筆 2,729 m²、畑 7 筆 7,251 m²、合計 9 筆 9,980 m²であります。以上であります。

議 長 報告第 33 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔議事終了 15 時 37 分〕